

特別養護老人ホームコアトレース厨川利用料金表

1 割負担

令和 8 年 8 月

介護度	負担割合	①基本サービス	②各種加算 (内訳は別紙参照)	③基本サービス・ 各種加算合計 (①+②)	④介護職員等 処遇改善加算 (③×17.6%)	⑤利用者負担合計 (③+④)	介護保険 負担限度額認定	⑥食費	⑦居住費	⑧食費・居住費合計 (⑥+⑦×30日)	支払額合計 (⑤+⑧)
要介護5	1割	28,650円/月	2,010円/月	30,660円/月	5,396円/月	36,056円/月	1段階	300円/日	880円/日	35,400円/月	71,456円/月
							2段階	390円/日		38,100円/月	74,156円/月
							3段階①	680円/日	1,370円/日	61,500円/月	97,556円/月
							3段階②	1,420円/日	1,470円/日	86,700円/月	122,756円/月
							4段階	1,545円/日	3,000円/日	136,350円/月	172,406円/月
要介護4		26,580円/月	2,010円/月	28,590円/月	5,032円/月	33,622円/月	1段階	300円/日	880円/日	35,400円/月	69,022円/月
							2段階	390円/日		38,100円/月	71,722円/月
							3段階①	680円/日	1,370円/日	61,500円/月	95,122円/月
							3段階②	1,420円/日	1,470円/日	86,700円/月	120,322円/月
							4段階	1,545円/日	3,000円/日	136,350円/月	169,972円/月
要介護3		24,450円/月	2,010円/月	26,460円/月	4,657円/月	31,117円/月	1段階	300円/日	880円/日	35,400円/月	66,517円/月
							2段階	390円/日		38,100円/月	69,217円/月
							3段階①	680円/日	1,370円/日	61,500円/月	92,617円/月
							3段階②	1,420円/日	1,470円/日	86,700円/月	117,817円/月
							4段階	1,545円/日	3,000円/日	136,350円/月	167,467円/月
要介護2		22,200円/月	2,010円/月	24,210円/月	4,261円/月	28,471円/月	1段階	300円/日	880円/日	35,400円/月	63,871円/月
							2段階	390円/日		38,100円/月	66,571円/月
							3段階①	680円/日	1,370円/日	61,500円/月	89,971円/月
							3段階②	1,420円/日	1,470円/日	86,700円/月	115,171円/月
							4段階	1,545円/日	3,000円/日	136,350円/月	164,821円/月
要介護1	20,100円/月	2,010円/月	22,110円/月	3,891円/月	26,001円/月	1段階	300円/日	880円/日	35,400円/月	61,401円/月	
						2段階	390円/日		38,100円/月	64,101円/月	
						3段階①	680円/日	1,370円/日	61,500円/月	87,501円/月	
						3段階②	1,420円/日	1,470円/日	86,700円/月	112,701円/月	
						4段階	1,545円/日	3,000円/日	136,350円/月	162,351円/月	

●介護保険負担限度額認定…住民税非課税で、介護保険施設に入居・入院、またはショートステイを利用されたときの食費、居住費を軽減する制度のこと。

1 段階	生活保護を受けている方、または世帯員全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方
2 段階	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額及び合計所得金額の合計が 8 2.6 5 万円以下の方
3 段階①	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金及び合計所得金額の合計が 8 2.6 5 万円以上 1 2 0 万円以下の方
3 段階②	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金及び合計所得金額の合計が 1 2 0 万円以上の方
4 段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる方、または本人が住民税課税となっている方、または配偶者が住民税課税となっている方

※要介護 3～5の方が入居対象となりますが、介護度 1・2の方でも自治体より特例入居を認められる場合があります。

※介護保険負担限度額認定 1 段階の方の入居につきましては、各地方自治体へお問い合わせください。

2割・3割負担

令和8年8月

介護度	負担割合	①基本サービス	②各種加算	③基本サービス・ 各種加算合計 (①+②)	④介護職員 処遇改善加算 (③×17.6%)	⑤利用者負担合計 (③+④)	介護保険 負担限度額認定	⑥食費	⑦居住費	⑧食費・居住費合計 (⑥+⑦×30日)	支払額合計 (⑤+⑧)
要介護5	2割	57,300円/月	4,020円/月	61,320円/月	10,792円/月	72,112円/月	4段階	1,545円/日	3,000円/日	136,350円/月	208,462円/月
	3割	85,950円/月	6,030円/月	91,980円/月	16,188円/月	108,168円/月					244,518円/月
要介護4	2割	53,160円/月	4,020円/月	57,180円/月	10,064円/月	67,244円/月					203,594円/月
	3割	79,740円/月	6,030円/月	85,770円/月	15,096円/月	100,866円/月					237,216円/月
要介護3	2割	48,900円/月	4,020円/月	52,920円/月	9,314円/月	62,234円/月					198,584円/月
	3割	73,350円/月	6,030円/月	79,380円/月	13,971円/月	93,351円/月					229,701円/月
要介護2	2割	44,000円/月	4,020円/月	48,020円/月	8,452円/月	56,472円/月					192,822円/月
	3割	66,600円/月	6,030円/月	72,630円/月	12,783円/月	85,413円/月					221,763円/月
要介護1	2割	40,200円/月	4,020円/月	44,220円/月	7,783円/月	52,003円/月					188,353円/月
	3割	60,300円/月	6,030円/月	66,330円/月	11,674円/月	78,004円/月					214,354円/月

◆ 各種加算内訳 ◆

名 称	算 定 要 件	料 金		
		1割	2割	3割
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	○ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者6に対して1以上。 ○ 以下の要件いずれかが満たしている事。 ・要介護4、5の占める割合が70％以上 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65％以上 ・痰吸引等が必要な入所者の占める割合が15％以上	46円/日	92円/日	128円/日
サービス提供体制加算Ⅱ	○ 介護職員総数のうち介護福祉士の割合が60％以上	18円/日	36円/日	54円/日
夜勤職員配置加算 Ⅱ ロ	○ 夜勤を行う介護職員又は看護職員を基準以上配置した場合。	18円/日	36円/日	54円/日
精神科医療養指導加算	○ 認知症である入所者が全入所者の1/3以上占め、精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合。	5円/日	10円/日	15円/日
看護体制加算（Ⅰ）	○ 常勤看護師を1人以上配置	4円/日	8円/日	12円/日
看護体制加算（Ⅱ）	○ 常勤看護師を常勤換算方法で入所者数25またはその端数増すごとに1人配置、かつ、配置すべき看護職員に1を加えた数以上であること。	8円/日	16円/日	24円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）	○ 個別機能訓練計画を作成し、それに基づき計画的に機能訓練を実施した場合。	12円/日	24円/日	36円/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	○ Ⅰの取り組みに加えて、厚生労働省に個別機能訓練計画の情報を提出・フィードバックを受けること（LIFEの活用）	20円/月	40円/月	60円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	○ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ○ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ○ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。	10円/月	20円/月	30円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	○ 入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（科学的介護推進体制加算（Ⅱ）では、加えて疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。 ○ 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	50円/月	100円/月	150円/月
介護職員等処遇改善加算 Ⅰ	○ キャリアパス要件 Ⅰ…職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること Ⅱ…資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること Ⅲ…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること。 ○ 職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取組を実施すること。	（月合計）介護保険負担分×17.6％		

◆ その他加算（必要時算定） ◆ ※加算算定の場合は事前にご本人・ご家族の同意をいただきます。

名 称	算 定 要 件	料 金		
		1割	2割	3割
初期加算	○ 入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様	30円/日	60円/日	90円/日
療養食加算	○ 医師の発行する食事せんに基づいて、各種療養食（糖尿病食等）を提供した場合	6円/回	12円/回	18円/回
看取り介護加算 Ⅰ	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日31日前～45日前に加算	72円/日	144円/日	216円/日
	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日4日前～30日前に加算	144円/日	288円/日	432円/日
	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日の前日・前々日に加算	680円/日	1,360円/日	2,040円/日
	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日に加算	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日
外泊時費用	○ 病院等へ入院した場合及び自宅へ外泊をされた場合（月6日を限度）	246円/日	492円/日	738円/日
経口移行加算	○ 医師の指示に基づき、食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合に加算	28円/日	56円/日	84円/日
経口維持加算 Ⅰ	○ 月1回以上、多職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者等が経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、特別な管理を実施した場合	400円/月	800円/月	1,200円/月
経口維持加算 Ⅱ	○ 介護保険施設等が協力歯科医療機関を定めた上で、医師（配置医師を除く）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が食事の観察及び会議等に加わった場合	100円/日	200円/日	300円/日
退所前・後訪問相談加算	○ 入所者の同意を得て、訪問し連絡調整、情報提供等を行った場合に加算	460円/回	920円/回	1,380円/回
退所時相談援助加算	○ 退所後、入所者の介護状況を示す文書を添えて利用に関する調整を行った場合に加算	400円/回	800円/回	1,200円/回
退所前連携加算	○ 退所後、居宅サービス又は地域密着サービスの利用調整を行った場合に加算	500円/回	1,000円/回	1,500円/回
在宅復帰支援機能加算	○ 入所者の家族との連絡調整、入所者が希望する居宅介護支援事業所に対し、必要な情報の提供・サービス利用の調整	10円/日	20円/日	30円/日
安全対策体制加算	○ 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。*入所時1回を限度として算定	20円/回	40円/回	60円/回